

— 令和7年第5回9月定例会 —

1 議事日程(第3号)

(令和7年第5回久山町議会9月定例会)

令和7年9月4日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて (7久山町専決第3号)

日程第2 議案第35号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について (7久山町条例第18号)

日程第3 議案第36号 久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第19号)

日程第4 議案第37号 久山町職員の育児休業等に関する条例及び久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第20号)

日程第5 議案第38号 久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第21号)

日程第6 議案第39号 久山町下水道条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第22号)

日程第7 議案第40号 物品売買契約の締結について

日程第8 議案第41号 町道路線の変更について

日程第9 議案第42号 町道路線の廃止について

日程第10 議案第43号 令和6年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第44号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第45号 令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第46号 令和6年度久山町水道事業会計決算認定について

日程第14 議案第47号 令和6年度久山町公共下水道事業会計決算認定について

日程第15 議案第48号 令和7年度久山町一般会計補正予算(第3号)

日程第16 議案第49号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第50号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(9名)

1番 久 芳 正 司

3番 阿 部 哲

4番 本 田 光

5番 末 松 裕

6番 阿 部 恒 久

7番 山 野 久 生

8番 荒 卷 時 雄

9番 佐 伯 勝 宣

— 令和7年第5回9月定例会 —

10番 只 松 秀 喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

4番 本 田 光

5番 末 松 裕

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長 西 村 勝

副 町 長 中 原 三千代

教 育 長 重 松 宏 明

総 務 課 長 久 芳 浩 二

税 务 課 長 阿 部 哲 也

町民生活課長 井 上 英 貴

福 祉 課 長 今 村 春 美

健 康 課 長 持 松 可 奈 子

都市整備課長 亀 井 玲 子

産 業 振 興 課 長 阿 部 桂 介

会 計 管 理 者 横 山 正 利

教 育 課 長 江 上 智 恵

上 下 水 道 課 長 平 尾 勇

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 篠 原 正 繼

議 会 事 務 局 書 記 淀 川 裕 和

— 令和7年第5回9月定例会 —

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日、全員出席であります。よって議会は成立いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第34号 専決処分の承認を求めるについて

○議長（只松秀喜君） 日程第1、議案第34号専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 専決処分です。8月のお盆の大雨による被害状況について説明を受けたところです。

今回の専決処分としては、道路災害復旧費や河川災害復旧費などがあがっていますが、それほど大きな被害にならなかったということについては、不幸中の幸いだったと考えます。ただ、井手の前橋から鍛冶橋のところでは、川の水が道路に溢れ、もう少しで大きな被害になるのではなかったかと思います。そういうところで、今後の対策について町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 予算項目で今回の範疇には、質疑に回答するかどうかというは何とも言えないんじゃないかなと思いますが、とにかくその件につきましては個別の事項をここで議論することは必要ないのかなと思います。ただ今、今回の予算にあげてるものにつきましては、基本的に早急に対処しなければ、次のときにやっていかなければいけない部分については、専決をお願いしているという判断で、いろんなことについては、適宜スピード感を持ってやっていくというのが方針だと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ただ今の件につきまして、先ほど申し合わせで言っておりましたように、質疑は確認するための質疑ですので、質疑の仕方というのを考えてください。

ほかにございませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 確かに先ほど議会の申し合わせで自分の意見というのは控えるという

のがありました、関連でやはり災害が起こったわけですから、今後どうするかというもし方針、お考えなどありましたら確かに私も聞きたいなという部分がございます。その点は今のところ考えはない、その都度また、町執行部として対応していくというそういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 先ほどから言っておりますように、質疑というのは疑問点を確認するための時間でございますので、疑問点の確認をお願いします。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） まさに議長が指摘していただいたように疑問点の確認でございます。

そして自分の意見も言っておりません。もしそういったものが今執行部の方でお考えがあるようでしたらお答えになられていいし、まだそういった答えというのではなく、とりあえずといつたらあれですが、予算にあげたということでしたらそれでよろしいと思います。その辺の確認はいかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議案説明会でもとりあえずとかいう話は出てないと思いますんで、そういう発言というのは、私たちの中で今現在把握している中で、町民の皆さんに早急に対応しなければいけないっていうところが、ここっていうことで専決をあげさせていただいてる、お願いしてるというのが現状です。もう一つは、今回議案にあげていて、私の方針、今言うようなご質問の方針に対して、疑義があり、この予算を通さない、判断するものになるっていうことであるということは、前提にあるようなことに対する質疑というのは当然、私もそれに対しては、そういうことはお答えするというはあるんじゃないかなと思ってます。今の話でご納得いただくかどうかというのは議員の判断にお任せいたします。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

末松議員。

○5番（末松 裕君） 私は補正予算の方で、確認をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員、今専決の日程第34号ですので。

（5番末松裕君「どうもすみませんでした。」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますのでこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。

— 令和7年第5回9月定例会 —

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第34号専決処分の承認を求めるについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第35号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第2、議案第35号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第35号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第36号 久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第36号久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

— 令和7年第5回9月定例会 —

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第36号久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第37号 久山町職員の育児休業等に関する条例及び久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第37号久山町職員の育児休業等に関する条例及び久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第37号久山町職員の育児休業等に関する条例及び久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第38号 久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

— 令和7年第5回9月定例会 —

○議長（只松秀喜君）　日程第5、議案第38号久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君）　討論なしと認めます。

議案第38号久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君）　起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6　議案第39号　久山町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君）　日程第6、議案第39号久山町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君）　討論なしと認めます。

議案第39号久山町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君）　起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7　議案第40号　物品売買契約の締結について

— 令和7年第5回9月定例会 —

○議長（只松秀喜君）　日程第7、議案第40号物品売買契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君）　討論なしと認めます。

議案第40号物品売買契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君）　起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8　議案第41号　町道路線の変更について

○議長（只松秀喜君）　日程第8、議案第41号町道路線の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君）　討論なしと認めます。

議案第41号町道路線の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君）　起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9　議案第42号　町道路線の廃止について

○議長（只松秀喜君）　日程第9、議案第42号町道路線の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

— 令和7年第5回9月定例会 —

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第42号町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第43号 令和6年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第43号令和6年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） それでは、令和6年度決算で道路維持費のところで、役場入り口交差点緑地整備実施設計業務委託料が当初予算よりもかなり安価でできているということです。このことは、結果としてよかったですと思いますが、その後令和7年度の当初予算に工事請負費の予算があがっていません。そして、6月・9月の補正予算にもあがっていないと。令和6年12月に作成されたマスタープランでも、花と広場の出会い交流空間づくりとして位置付けられていて、以前から課題としてあがっていた場所ではないかと思います。そこで、実施計画までいきながら、なぜ工事が始まらないかということについて、どこに問題があるのかということを質問します。そして、それは担当課任せになっているのか。それから町長の管理・指導体制についてどのようにになっているかの3点を質問したいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 概要につきまして、まず都市整備課長の方から回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、亀井課長。

— 令和7年第5回9月定例会 —

○都市整備課長（亀井玲子君） お答えします。

役場入り口の委託につきましては、令和6年度に行っておりますが、委託期間が令和7年3月までかかるつおりましたので、当初予算の方には、大変申し訳ございませんが計上できておりません。今回6月・9月には、その工事費について計上ができないところが実情でございます。こちらの方で精査して、再度工事につきましては、また改めて計上させていただきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員のご指摘の件につきましては、確かにそういうスピードーにやつしていくつていうことが大事な観点からいくとそれは当然の質問なのかなあと思っています。その辺につきまして私も今後しっかりとやっていかなきゃいけないなと思うんですけど、1点あるのが、やはり今課長の方が説明しましたように委託期間がちょっと長くなつてしまつたので、ユーワークの方に管理をお願いしてやつていただいているという段階で、そことの調整がまだできていないというのが今の現状にあって、遅れてるというのが少しあります。ですからその辺を早急に詰めたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） そうするとそういう遅れてるという予算の執行を、当初予算とかでそういうことをやるということについて承認してるわけですよね。それを当然続くものと思って考えてるわけなんんですけども、今度はそうすると予算の認定のときに、例えばこれはいつまでに終わるんですかとか、ちゃんと次に計上ができるんですよねとかそういう確認をしながら、やっていくといいますか、それでもって予算を承認するかどうかとか何かこう二度手間といいますか。それは当然やってみないと分からんとか、いろんな事情ができたとかいうこともあると思うんですけども、そういうふうなところでいくと、信頼関係の中でそういったことも、やっぱり承認とか、説明を受けるとかそういったこともあると思うんですけども、町長がいろんな打ち合わせの中でこの事案がどうなつてるんだとか管理はされてるというふうに理解しますけども、そういったところが遅れてるところに対して、もっと強い指導力というか、そういったことが必要じゃないかと思うんですけどもその辺はいかがでしようか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今議員がおっしゃつてるとおり、こういう事業についていつやるのか、それは大事なことだと思います。まず1点、とにかく私としては今議員おっしゃるよ

うに、スピードイーにやっていかなければいけない効果を考えた分については、しっかりと今後ご指摘をいただいた分については、課長等々もしっかりと指導していかなければいけないなと思います。もう1点はやっぱり大事なことは、私はその計画を立てたからすぐやるか、やらないかっていうのは精査によってそのタイミングというのはあると思います。例えば、補助事業であれば、補助金の違うものを使っていくとなれば、スタートする遅くなりますとか、いろんな話がそういうことをちゃんと説明をするというのがまず1番大事なのかなと思いますんで。計画を立てたからすぐやるか、やらないかっていうのはやっぱりそこの状況とか社会背景にもよるという面もあると思いますから、それをどう考えてるかっていうのを説明するというのが、やっぱり今議員のご指摘のあってるような話かなと思いますね。そこはで意識していきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） よろしいですか。

（6番阿部恒久君「はい。」と呼ぶ）

ほかにありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 4点ございます。

そのうち2点はちょっと絡みますので、二つの課に答えてもらいたいなと思っています。決算ですよね今。まず、7ページの教育課の学校給食振興費のランチサービスとかこれ書いてますが。それと21ページの財政調整基金。列挙していくますが、あとはこれは経営デザイン課25ページのオリーブ栽培事業費263万6,498円。そして総務課5ページの一般管理費の情報公開請求の関係。

順番にいきますが、まず、21ページの財政調整基金、残高がこれ19億4,824万円余りということで、かなりこれは余裕が出てきております。そして一方、学校給食費ですけども、何が言いたいかといいますと、これだけ財調に余裕が出てきたということでしたら給食に関する、これも中学校給食導入の余地が出てきたのではないかと考えられます。そして一般質問で教育担当の部署の方からアレルギー、そして学校の授業、学校現場が大変になるということで今考えていないというふうな答えをもらったんですが、財政的にはこれクリアしてるんじゃないかなと思うんですが、財政的にこれはどうかという点、これまずお答えいただきたい。どうでしょうか。まず一問一答ずついきましょうか。これからいきますか。続けていきます。

そして、経営デザイン課の25ページオリーブ栽培事業、今産業振興課に部署が移ったのはこれは理解しております。あくまでもこの経営デザイン課までのこの決算のことをお伺

いしたいんですが、要は、検証はしなきやいけないという町長のお答えが前にあった。そういう意味でこれから先まだ続けていくんだというそういったお答えを町長からいただいております。これまで、このオリーブ事業をどうだったんだということの検証、いかがかと。そしてここまでコンサルを雇っていた、今からコンサルはない。だから将来的なことは聞きませんが、この検証ここまで町にとってプラスだったか、それともちょっとやはり費用対効果として足らなかつたか、その点をお伺いしたい。

そして最後です。総務課の5ページ、一般管理費、情報公開請求の関係ですけども、情報公開請求が46件あった。うち、存否応答拒否が4件があり、その中で2件に審査請求が出されています。実際は取り下げがありましたので、1件ですが、情報公開審査会の審査、この件で1点、部分開示となりました。これが町の決定を覆して、これは久山町情報公開条例が施行されて初めてだとこれ捉えます。これ、大きなある意味、汚点です。存否応答拒否した後、いっぺんして情報開示されたことはこれ大きな問題のはずですけども、町はこれについて何もこの再発防止策と検証をされていない。情報、この公文書は町民有権者との共有財産と捉えますけど、これについてどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 個人の議員の質問で一般質問で答えた分についてはもうそれで理解してもらうしかないかなと思います。決算の状況というのは、あくまで決算というのは監査委員が見られて決算でこういう形になりましたということで、事業の説明も議案説明会でさせていただいているので、それについて皆さんの判断ということはあるわけですから、なった事業についてのことについてこの場で説明していくというのは難しいかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 4問全てですね。

西村町長。

○町長（西村 勝君） すいません私、回答するだけっていうことになりますけど、一般質問と同じような内容ということになることについては、判断をお願いしたいなと思います。

○議長（只松秀喜君） 先ほどから言ってますように、質疑の時間というのは、疑義に対しての質問になりますので、自分の考えを述べることはできません。

○9番（佐伯勝宣君） 今は自分の考えというのは言わずに、結果どうだったかということを聞いた、言葉を選んだつもりでございます。それでは、財調、給食、そしてオリーブ栽培

についてはいいと。じゃあ情報公開はどうでしょう。総務課のいっぺん存否応答拒否が開示になった。これは汚点でありますけど、再発防止なり何なりの方策というのはこれはあって、当然だと思ってます。その点はいかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員に申し上げます。

ただ今の質問は、決算についての質問を超えておりますので、質問を変えてお願ひいたします。

ほかにございませんか。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 決算の総事業費から、委託料が大体、半分ぐらい、50%に近い形の委託料でございます。当然、国からの要求、いろんなものでの関係もあろうと思います。電算関係もあろうと思います。しかしながら、事業費的なもの、例えば、総合公園、旧ソフトボール場の問題についても、それから猪野バス停についても委託料で出てきます。しかしながら、その内容的なものは、議会にやはりこういう形で委託して、構想的なものでできましたという形があって、次の実施のための事業費が計上されるとが普通ではなかろうかと思うとですよね。しかしながら、今現在、下のソフトボール場のいろいろなことで町民の方も含めて、基本構想が出されましたけども、その構想の説明はなく、今度実施設計に入りますという部分があったんですね。それからバス停についても、こちらから実際どのような久山の木を使うか、バス停をつくりますという話はありましたが、じゃどういうバス停になりますかということで、はじめて議会に、そういう質問してはじめて、今ポンチ絵みたいな形で、こういう構想ですという形。だから、総合運動公園についても、いつの間にか、Bグラウンドですか下のグラウンドの話が上のCグラウンドの話になったり、いろんなことで、実際にやはりそういう委託ができたときに、やはり議会の方に説明していただきたいと思いますが、その辺につきまして町長にお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今のは決算の全般について委託料の在り方についてどういうふうな捉え方によつてしてゐるのかということつていうことについての回答というふうに判断させていただきたいんですけど、まず基本的に一つあるのがやっぱり電算関係の委託というのはすごく増えてきてて、今後も増えていくんだろうということは予想されます。それについては、対応していかなきやいけないということ、それは国の交付金も活用しながらになりますが、町としてもある程度財政見通しを今後していくことが大事になりますので、その辺を踏まえた上で、予算を今後つくつていき、決算につきましても、しっかりとその分については検証していくことが大事かなと思ってます。今後、今委託料ということ

を今回の決算もそうですが委託料が年々増えていくというのはどこの自治体も増えてきてます。もう一つやはりこの物価高騰に伴い、人件費の高騰ということで委託料がどうしても、ほかの委託料もかさんでくる。そして、人材不足によりさらに、経費が増えていくっていう現状がなってます。そのことに対しては、今後も同じように、ただ久山町が今事業を進めてますから、先ほど申しました話になりますが、財政調整基金の投資っていうのはその辺も含めた上で考えていくというのが今後の方針かなと思ってます。

議会の方の説明、これにつきましてはやはり適時、やっていくことが必要だと思いますんで、そこについてはまた今後、今回の決算を踏まえ、共有を課長たちともしていきたいと思いますんで、そういうふうにご理解をいただきたいなと思います。あとはやはり今、複雑になってるのはやっぱりいかにその情報を皆さんの方に説明していくか、そしてそのタイミングですね、今回の令和6年度の決算もそうですが、事業が進んでいる中で、やはり土地の取得もあります、いろんなこともあります、そういうことも含めた上で情報を出すタイミングっていうのをもっとしっかりと精査をしなきゃいけないという状況に來てるという。今回の決算で踏まえておりますので、その辺につきましても、課長たちとしっかり府議で話をしながら、今後、今ご質問にあったことについては受け止めていきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 町長が今言われましたように、国からの要求からいろんなことでの委託料、電算に頼るものも、実際にもうそういう時代になってきております。しかしながら、いろいろな道路につき、公園につき、つくるものについてはやはり、コンサルに丸投げではなくて本当に担当者の少し色を出すとか、町長の色を出すとか、そういうものがあってほしいし、また実際にできあがるもの、やはり頭の中で構想しながら、こういう形をつくりたいということでこれをコンサルの方に図面の中で、示してほしいとか、そういうことの発注の仕方が必要ではなかろうかと思うとですよね。そのためにはやはり係長級ぐらいがみんなが勉強してですね、そういうことで、常にやはり発言し得る状況をつくってもらいたいと思うとですね。やはり委託料が増える、それはもう今からも当然のことだと思うんですけども、やはり丸投げの形にしか見えないようなものが、多々出てきておる状況ですので、その辺、再度お願ひいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員のですね、ご意見というのはそういうお話をさせていただいたのかなと思いますが、これは丸投げっていうこと、そう感じられることがあったということ、

— 令和7年第5回9月定例会 —

6年度決算であるかもしれません、基本的に私は丸投げをしてませんので、私も確認しながらやっています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

では討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

本田光議員。

○4番（本田光君） 議案第43号、令和6年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

9月定例町議会8月26日の一般質問で、久山町総合運動公園スポーツゾーン整備事業の認可期限は、2019年度までとなっておりましたけども、3年間延長2020年度から2022年度の期間で交付金がくるとして推進されてきました。国は、自治体戦略2040構想の地方交付税のシナリオや、社会保障等々、あらゆる面で、歳出削減をしております。また医療・介護・福祉・社会保障にも影響を与え、また物価高騰、資材高騰、そうした下での総合運動公園の推進は、莫大な町税投入になりかねないと思います。こうした下で、総合運動公園は、やはり改めて検証すべきであるというふうに質問いたしました。町長は、民間活力で推進、有効活用したいという旨を答弁されております。また、令和7年度一般会計補正予算にもCグラウンド基本構想、業務委託料が計上されております。サッカーフィールド、野球場、きつぱり中止すべきだと進言したい。またオリーブ栽培事業もしかりです。従って決算書の款・項・目を見て、歳入歳出、総務費の一般管理費の平和事業補助金や福祉課の所管分、また健康課の所管分、土木費の道路維持費、あるいはまた、教育費等々の賛成できる点もありますけども、各款・項・目を見て、総合的には賛成できません。

以上述べて反対討論といたします。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿部哲議員。

○3番（阿部哲君） 令和6年度決算事業につきまして、賛成討論を行います。

第4次総合計画に基づく久山町のまちづくりという形で、健全な形で支出がされておりますし、また、歳入におきましても、ふるさと納税等、いろんな形で増税がなっております

— 令和7年第5回9月定例会 —

す。そういうことの中で、財政運営基金につきましても、順調に積まれております。そういうことで、決算につきまして、賛成といたします。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第43号、令和6年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は認定することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第44号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第44号令和6年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第44号令和6年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

○議長（只松秀喜君） 本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は認定することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

— 令和7年第5回9月定例会 —

日程第12 議案第45号 令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第45号令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第45号令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第46号 令和6年度久山町水道事業会計決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議案第46号令和6年度久山町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第46号令和6年度久山町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

— 令和7年第5回9月定例会 —

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第47号 令和6年度久山町公共下水道事業会計決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議案第47号令和6年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第47号令和6年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第48号 令和7年度久山町一般会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第15、議案第48号令和7年度久山町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 3点ございますが、ちょっと1点はちょっとページ数忘れました。

まず20ページの地方創生推進事業費、12節の委託料、未来デザイン協議会運営支援委託料の110万円でございます。これは、議会初日の町長の所信表明でも町長自身がおっしゃいました。そして担当課の説明の際にもこの件は口頭で聞きまして、大体頭の中ではイメージできております。イメージまでできてなくても、何となく分かります。それで大体これはプレス発表すると思うんですがこれはいつごろ行うかということと、初日冒頭で町長がもうこれ発表されてますので、概念図といいますかそういうものが1枚ぐらい議会に出されてもしかるべきだと思うんですが、その辺はいかがかということ、その2点。お伺

いします。

そしてもう一つ、33ページの農業振興費、久山町地域お米券配布事業補助金の500万円ですが、これもう一つちょっとページ数忘れたものの兼ね合いですが、バイオ炭の農業ということで島根県の太田市に視察に行かれた、ちょっとページ数忘れましたけど、そういうことで、良い取り組みが進んでいる。このお米券の500万円もこれはいい取り組みだということで、これそのまま聞いたら反対するものはないんですが、何分資料がまだ1枚も出ておりませんので、まだ整理ができていない。そういう中で、いい提案をされてるということで、ちょっともやもやしたものがあるんですが、そういう資料の提出の今言った分はどうなってるんでしょうか。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 冒頭の今回定例会の挨拶^{あいさつ}で一応11月に連携協定の準備を進めているということで、私はその場でお話をさせていただいてます。再度それでよろしいですかね。はい。それと九電の未来の森ですが、この連携協定というのが決まった時点で、やはり議会の皆さんにはある程度どういう構想なのかっていうのは、お示しできると思います。それはやはり企業との連携あります。ただいち早く皆さんにお知らせをするっていうことで、そういうふうにお話をさせてもらったという私の経緯になります。

あと次のお米券、ありがとうございます。そういうふうなお話をいただきまして、ただバイオ炭と今回のお米券とは関係がありませんので、そこは切り離して考えていただきたいと思います。今回のお米券ってのはやはりお米をいかにして久山の米を普及していくかというのが大きなメインになりますから、そこを中心にこの事業というのを組んでるというのが私たちの今回の予算計上になってます。以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

末松議員。

○5番（末松 裕君） 私は先ほど、佐伯議員からもありましたように、お米の配布事業について3点ほど。財政的観点からと公平性の観点、あと地域経済効果の観点から3点ほど質問させていただきます。

今町長からお話ありましたように、久山米も視野に入れてることもちょっとありましたけれどもまず1点目は、今回の補正予算でお米券を配布されるということになりますけども、今この時期に実施する必要があるのか、そして対象を18歳以下のお子さまを持つ家庭に限定された理由について教えてほしい。これが1点目。

2点目は、配布されるお米券についてですが、どこで利用できるのか、町内の店舗に限

定されるのか、あるいは町外のスーパーなどでも使えるのか。また、全てのお米購入が対象なのか。これは先ほどブランド米という声もあったので、そういうふうにはちょっと考えませんけども、一応全ての米購入が対象なのか。銘柄や産地制限があるのか。そしてその配布時期や有効期限も今のところ11月という、ちょっとお声があったよう思いますけども、それについて町民が混乱しないように説明をお願いしていきたい。

3点目は、今回の事業によって、町としてどのような効果を期待されているのかをお伺いします。子育て世帯の支援という点では意義がありますが、地域経済や産業振興との関連で、特に久山米の生産量や販売に回る量との結びつきについてお尋ねいたします。お願ひいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） もう議員のご質問、三つということで全部含めたうちの回答になるかなと思います。

議案説明会の中で、課長の方から説明があって、その辺で実際に議員がおっしゃってる話がちょっと伝わってるのか、伝わってないのかというのがちょっと確認は今取れませんが、基本的には、今なぜこれがこのお米券を配布するかということですが、一つは今、物価高騰ということが当然ありますので、何らかの形で支援をしていくというのは決算の状況を踏まえた上で、久山町の中でどれぐらいのことだったらやれるかという範囲の中で、1番これが今のところ最適だろうというふうに思ってます。それは何かというと、私も説明をいつも議会でもさせてもらってますが、今後この久山町の農地を守っていくということを考えたときに、やはり町内でお米を消費していくことが大事であるということなんです。そうすると町内でお米を買うっていうことをやっていかないと、それが進まないということがありますので、それを兼ねて今回の事業というのを計画しています。どちらかというと、そちらの方がすごく私にとっては大きな意義があると今回思っています。当然そうなると、実際に町内の販売所で買っていく、町内で買えるところは基本的にそちらが同意していただけるところをあげていくということになります。お米を置いてるところですね。それで今現在議員のおっしゃるように、町内全員、それは確かにですね、議員がおっしゃるような疑問というのもよく分かります、私もそういうことについては考えながらやってきてるんですが、仮に、1,000世帯に対してお米を今回10kgと想定した場合に、実際に1万kg要るわけですよね。で、お米の消費額としては500万円なります。これは全世帯になって3,892世帯とした場合ですね、大体4倍のお米が必要になります。それを久山産で賄っていくというのは、もう現実今の段階ではまず難しいということ。そうした場合に、できれば、町外で買ってある方も、町内で買ってもらうということをしていく

ということは大事ですから、お米を町内に限定するとイコール何かというと、それは久山の商工振興につながります。ですからエリアについては町内限定、そして、今現在残りの半年間で久山町として用意できるもの、そして足りないものを用意できる町内の中の販売所として用意できるものっていうのは、これが限界ではないかなあと思ってます。1万kgですね。というのが限界だと思ってます。そういうことで物理的に、そういう対象を設定したというのもありますし、あと一つは当初予算に議会の方から議決いただいてますが、シニアチャレンジでも約1,000万円を超える高齢者支援シニア世代の支援をやってます。それでごみ袋配布事業もですね、約980万円を超える支援というのをやっておりまして、幅広くですね、そういうふうにやってる状況でございます。そして最後に実際に今後久山の米を普及していくために1番その米を買っていただく世帯、そして米を消費していく、食育も含めて、そうすると子育て世代がやはりそこで久山の米を食べていく、そして食育、米っていうのが大事だということを考えていくことが消費量につながります。ですから今回は予算の範囲、そしてそういう事業の目的の中で、子育て世代にターゲットを絞ったっていうのが私の考えであります。今後要綱等につきましては最終的には決定していく、準備ができ次第スピーディーにやっていきたいと思います。当然、町内の販売ができると町民の方にお知らせをしないと、買える場所が分からぬというのが1番、まず解決しなきやいけないとこですから、それをしっかりとやっていく予定にしてます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。一応私が思っている懸念事項も一応お答え願ったと思いますけども、まず一つは、お米を買える場所というのが、議案説明会では一応3カ所程度というふうにお聞きしますけど、その程度では、この配布された方も買う場所もちょっと不便な感じだと思いますので、ぜひその辺も検討してですね、実施してほしいと思っております。それと久山米の活用、これから強化していくということですので、これからもこういう施策を通じながら、18歳以下でなくとも、いわゆる農業振興という一面だけではなくて、こういう物価高騰の折、この金額も今後検討していただければと思って質問させていただきました。どうもありがとうございます。

○議長（只松秀喜君） 答えは要らない。

（5番末松裕君「はい」と呼ぶ）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

— 令和7年第5回9月定例会 —

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第48号令和7年度久山町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第49号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議案第49号令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第49号令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第50号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第17、議案第50号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

— 令和7年第5回9月定例会 —

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第50号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、久山町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、誤読などによる字句、数字等の整理訂正を議長に委任していただくことに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

ここで町長より発言の申し出があつておりますので、発言を許可します。

西村町長。

— 令和7年第5回9月定例会 —

○町長（西村 勝君） 議会終了後の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、本定例会の終了に当たり一言お礼のご挨拶あいさつを申し上げたいと思います。

まずもって、9月定例会に提案いたしました全ての議案に承認、認定、可決をいただき、心から感謝申し上げます。令和7年度も9月に入り、折り返しを迎える時期となりました。当初予算および新たな補正予算を含め、引き続きスピード感を持って、効率的に取り組んでいくことで、町民の皆さまが安心して暮らせる久山町を目指してまいります。

さて、本定例会の冒頭にも少しお話をさせていただきましたが、本定例会は、議員の皆さまにとりまして任期4年間、最後の定例会となりました。議員の皆さんには4年間、誠心誠意久山町の発展にご尽力をいただきました。特に、長引く物価高騰への対策や、長年の懸案事項でもあった教育施設の改修、修繕事業、そして近年の猛暑対策として実施した体育館等へのエアコン設置事業など、議員の皆さまのご理解、ご支援のおかげで、本町独自の政策等をスピーディーに行い、町民の皆さまの安心安全につなげることができました。議員の皆さんのご支援、ご協力がなくては、このような成果を得ることはできなかつたと思っております。改めて皆さまに心から感謝を申し上げます。

今後も、皆さまの思いを無駄にすることなく、誰もが生き生きと暮らせる健康田園都市の実現に向けて精進してまいる所存です。引き続きご支援をよろしくお願い申し上げます。

最後に、議員の皆さまの中には、次なる選挙に臨まれる方もおられると存じます。皆さまのご栄冠を心からご祈念を申し上げ、私のお礼のご挨拶あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございました。

ここで私からも最後一言ご挨拶あいさつ申し上げます。

改選前最後の定例会を無事閉会できること。ひとえに議員各位、そして町長をはじめ、執行部の皆さまのご協力のたまものと、心より御礼申し上げます。おかげさまでこの4年間、議長という大役を無事全うすることができました。次なる議会が、より多様な視点を取り入れ、未来志向の政策を磨き上げ、対話を通じ、信頼を育む場であり続けることを強く期待いたします。久山町のさらなる発展と、町民お1人お1人のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げ、これまでのご支援に重ねて感謝を込め、私の閉会のご挨拶あいさつとさせていただきます。皆さんありがとうございました。

これにて令和7年第5回久山町議会9月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

— 令和 7 年第 5 回 9 月定例会 —

閉会 午前10時27分